入　札　説　明　書

相楽広域行政組合新庁舎新築工事用備品の物品調達に係る入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　公　告　日　令和８年１１月２０日（金）

２　担 当 部 局　相楽広域行政組合 事務局（担当：南山）

〒６１９－０２１４

京都府木津川市木津上戸１５

電話（０７７４）７２－０４２１

３　入札に付する事項

（１）物 品 名　相楽広域行政組合新庁舎新築工事用備品（事務機）

相楽広域行政組合新庁舎新築工事用備品（電化製品）

（２）納入場所　京都府木津川市木津上戸１５

相楽広域行政組合新庁舎

（３）調達物品　別紙「仕様書（事務機）」、「仕様書（電化製品）」のとおり

（４）納入期限　令和９年３月１７日（水）（予定）

４　入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、当該公告において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（１）提出期限

令和８年１２月１４日（月）午後５時まで（必着）

（２）提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、下記の場所に郵送すること。(持参不可)

ただし、（１）の期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

郵送先　〒６１９－０２０４ 京都府木津川市山城町上狛大谷１８１番地
相楽広域行政組合 事務局

（３）資格確認資料の内容

資格確認資料として、当該公告５の（７）に係る応札物品承認申請書及び確約書を作成し、提出すること。

（４）確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

（５）その他

ア　確認申請書及び資格確認資料の作成並びに提出に要する費用は、申請者の負担とする。

イ　提出書類はＡ４版又はＡ３版で作成し、１部提出すること。

ウ　留意事項

（ア）提出された書類は、返却しないものとする。

（イ）提出された書類は、当組合において無断使用することはない。

（ウ）虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、当組合の指名停止措置を行うことがある。

（６）確認申請書は、様式１により作成すること。

（７）応札物品承認申請書は次に従い作成すること。

応札物品承認申請書は様式２により作成すること。

作成にあたっては、応札物品承認申請書記載要領を参照し、当該公告で示した応札物品承認申請書で当組合が指定した物品（参考例示品①～②）から、応札を希望するメーカー・品番を選択し、丸印を付して提出すること。

なお、作成時点において、メーカー・品番を特定できない場合は、複数に丸印を付して提出することも可とする。

同等品による申請は認めません。

資格確認に際し、応札物品に関して説明を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付資料の追加等に応じるものとする。

なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

（８）確約書は、様式３により作成すること。

5　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、当組合に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して５日（相楽広域行政組合の休日を定める条例第１条第１項の規定による休日を含まない。）を経過する日まで（午前９時から午後５時まで（相楽広域行政組合の休日を定める条例第１条第１項の規定による休日及び正午から午後１時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して５日（相楽広域行政組合の休日を定める条例第１条第１項の規定による休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

6　確認申請書、資格確認資料及び仕様書に関する質問回答

（１）質問については、指定の様式に記入し、当該公告に示す期限までに、電子メールにより相楽広域行政組合事務局へ提出すること。

なお、提出した場合は、必ず事務局に受領確認の連絡をすること。

また、郵送又は持参によるものは受け付けない。

（e-mailｱﾄﾞﾚｽ：kouiki@souraku-kyoto.or.jp）

提出期限　令和８年１２月８日（火）正午まで

（２）回答については、確認申請書及び資格確認資料に関する質問にあっては速やかに、仕様書に関する質問にあっては令和８年１２月１４日（月）午後５時に相楽広域行政組合ホームページに掲載する。

7　入札の手続等

（１）入札書の提出期限・提出先等

ア　提出期限　令和８年１２月２８日（月）午後５時（必着）

イ　提 出 先　〒６１９－０２０４ 京都府木津川市山城町上狛大谷１８１番地　相楽広域行政組合　事務局

（２）入札の方法

ア　入札書は、郵送により提出すること。（持参は不可。）

イ　郵便の種類は、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

ウ　郵送用の封筒には、「令和９年１月６日開札　相楽広域行政組合新庁

舎新築工事用備品　入札書在中」と朱書きすること。

エ　「入札書」と記した封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をする。

オ　エの封筒を、ウの郵送用の封筒に入れる。

カ　提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

（３）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××，０００円」とする。

間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア　当該公告の５に掲げる資格のない者の行った入札

イ　入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ　確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ　入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行った入札

オ　入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又は疑いのある者の行った入札

カ　入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

キ　金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札

ク　氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行っ

た入札

ケ　入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の行った入札

コ　その他入札条件に違反した者の行った入札

（５）契約書作成の要否

要する。

（６）その他

入札の詳細について通知する必要性が生じた場合は、参加資格通知時に併せて通知する。

８　入札保証金

免除する。

９　契約保証金

免除する。

１０　開札

開札は次に掲げる日時及び場所において、入札参加資格確認業者から入札担当者が抽選により決定し指名した３名の立会いで行う。

ア　開札日時　令和９年１月６日（水）午前１０時から

イ　開札場所　相楽広域行政組合２階　会議室（そうらく衛生センター内）

１１　落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

当該入札者が開札立会者として入札場にいる場合はその者がくじを引き、開札立会者でない場合は当該入札事務に関係の無い職員が代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

１２　契約書の作成

（１）落札者は、落札決定通知書で指定した日までに、当該公告に添付した仮契約書を作成し、提出すること。

（２）落札者は、仮契約にあたり、入札書記載金額に対応した物品内訳書を作成し、物品購入仮契約書に添付すること。

内訳書には、当組合から承認を受け積算を行った物品について、納入す

る物品を限定し、当該物品のメーカー、品番のほか、数量及び金額等を記載すること。

１３　支払条件

（１）前払金

無

（２）部分払

無

（３）随意契約により締結する予定の有無

無

１４　関連情報を入手するための照会窓口

〒６１９－０２０４　京都府木津川市山城町上狛大谷１８１番地

相楽広域行政組合 事務局

電話番号（０７７４）７２－０４２１

１５　その他

（１）入札参加者は、公告及び本説明書、仕様書を熟読し、相楽広域行政組合財務規則を遵守すること。

（２）入札書提出時に応札物品承認申請書の写しは提出不要とするが、必ず承認された物品で応札すること。

（３）確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、当組合の指名停止措置を行うことがある。

（４）無効の入札を行った者が落札者となった場合には落札決定を取り消す。

（５）開札後、契約を締結するまでに落札者が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

（６）予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。

また、指名停止措置を行うことがある。

（７）落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。

（８）入札結果は、開札の翌日に相楽広域行政組合ホームページで公開する。

https://www.souraku-kyoto.or.jp/

（９）本入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。